



山形県公報

令和8年3月17日(火)
第688号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則……………(高等教育政策・学事文書課) ……183
- 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(防災危機管理課) ……同
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……187

### 告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………(健康福祉企画課) ……190
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………(高齢者支援課) ……191
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……同
- 同……………( 同 ) ……192
- 家畜の注射の実施……………( 同 ) ……193
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……194
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……195
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(道路整備課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

## 規 則

山形県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第7号

#### 山形県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則

山形県公益認定等審議会規則(平成20年3月県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「整備法」という。」及び「整備法第44条の認定若しくは整備法第45条の認可の申請をする特例社団法人若しくは特例財団法人又は」を削り、「を所管する」を「、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第2条第1項第1号に規定する公益信託、同法附則第4条第1項の認可の申請に係る旧公益信託又は同法第6条の認可の申請をする者を所管する」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第8号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ハ中「350円」を「360円」に改め、同号ニを次のように改める。

ニ 法第2条第2項の規定により福祉避難所（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6各号に定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの額に、当該地域において当該特別な配慮を行うために必要な通常の実費を加算する。

別表第1第1項第2号イ(ロ)中「6,883,000円」を「7,089,000円」に改め、同号イ(ニ)中「高齢者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同表第2項中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同項第1号ハ中「1,330円」を「1,390円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 19,800 | 25,400 | 37,700 | 45,000 | 57,000 | 8,300  |
| 32,800 | 42,400 | 59,000 | 69,000 | 87,000 | 12,000 |

を

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 20,300 | 26,100 | 38,700 | 46,200 | 58,500 | 8,500  |
| 33,700 | 43,500 | 60,600 | 70,900 | 89,300 | 12,300 |

に改め、同号ロの表中

|        |        |        |        |        |       |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円     |
| 6,500  | 8,700  | 13,000 | 15,900 | 20,000 | 2,800 |
| 10,400 | 13,600 | 19,400 | 23,000 | 29,000 | 3,800 |

を

|        |        |        |        |        |       |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円     |
| 6,700  | 8,900  | 13,400 | 16,300 | 20,500 | 2,900 |
| 10,700 | 14,000 | 19,900 | 23,600 | 29,800 | 3,900 |

に改め、同別表第12項第1号

中トをチとし、へをトとし、ホをへとし、同号ニ中「飲料水」を「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 福祉サービスの提供

別表第1中第12項を第13項とし、同表第11項第2号中「140,000円」を「143,900円」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項第2号ニ(イ)中「3,600円」を「3,700円」に改め、同号ニ(ロ)中「5,700円」を「5,900円」に改め、同項を同表第11項とし、同表第9項第3号中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改め、同項を同表第10項とし、同表第8項第3号ロ中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同項を同表第9項とし、同表中第7項を第8項とし、同表第6項第1号ロ中「あたり51,500円」を「あたり53,900円」に改め、同項第2号ロ(イ)中「717,000円」を「739,000円」に改め、同号ロ(ロ)中「348,000円」を「358,000円」に改め、同項を同表第7項とし、同表第5項の次に次の1項を加える。

6 福祉サービスの提供

- (1) 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者（第3号において「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。
- (2) 法第3条に規定する都道府県知事等又は災害発生市町村等の長からの要請を受けて行う。
- (3) 次の範囲内において行う。

- イ 災害時要配慮者に関する情報の把握
- ロ 災害時要配慮者からの相談対応
- ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- ホ 福祉避難所の設置（法第2条第2項の規定により設置する場合を除く。）

- (4) 福祉サービスの提供のために支出する費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(5) 福祉サービスの提供を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。  
別表第2を次のように改める。

別表第2

実費弁償

1 法第7条第5項の規定による実費弁償のため支出する費用は、次のとおりとする。

(1) 令第4条第1号から第5号までに規定する者に対する実費弁償

イ 日当

- (イ) 医師及び歯科医師 1日当たり 24,600円以内
- (ロ) 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、保育士及び公認心理師 1日当たり 15,700円以内
- (ハ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1日当たり 16,700円以内
- (ニ) 救急救命士 1日当たり 13,600円以内
- (ホ) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、相談支援専門員、土木技術者及び建築技術者 1日当たり 16,000円以内
- (ヘ) 大工 1日当たり 25,400円以内
- (ト) 左官 1日当たり 26,400円以内
- (チ) とび職 1日当たり 24,500円以内

ロ 時間外手当

イに規定する日当額を基礎とし、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）に定める額以内とする。

ハ 鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料

- (イ) イに規定する者については、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号。以下「旅費条例」という。）に定める行政職給料表8級の職務にある者に相当する額以内とする。
- (ロ) ロからチまでに規定する者については、旅費条例に定める行政職給料表3級の職務にある者に相当する額以内とする。

(2) 令第4条第6号から第11号までに規定する者に対する実費弁償

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

2 法第8条第4項の規定による実費弁償のため支出する費用は、救助の種類ごとに、別表第1各項に定める額とする。

別記様式第15号中「炊出し」を「炊き出し」に、

|     |              |    |  |  |    |  |  |  |
|-----|--------------|----|--|--|----|--|--|--|
| (8) | 被災した住宅の応急修理費 | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |  |
|     | 大規模半壊・半壊以上   | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |  |
|     | 準半壊          | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |  |

を

|      |                                                |    |  |  |    |  |  |
|------|------------------------------------------------|----|--|--|----|--|--|
| (8)  | 福祉サービスの提供費                                     | 人  |  |  | 人  |  |  |
| (9)  | 被災した住宅の<br>応急修理費<br>(住家の被害拡大を防止する<br>ための緊急の修理) | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |
|      | 自力又はボランティア<br>による施工                            | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |
|      | 建設団体企業等<br>による施工                               | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |
| (10) | 被災した住宅の<br>応急修理費<br>(日常生活に必要な最小<br>限度の部分の修理)   | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |
|      | 大規模半壊・半壊以上                                     | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |
|      | 準半壊                                            | 世帯 |  |  | 世帯 |  |  |

に、

「(9)」を「(11)」に、「(10)」を「(12)」に、「(11)」を「(13)」に、「(12)」を「(14)」に、「(13)」を「(15)」に、「(14)」を「(16)」に、「(15)」を「(17)」に、「(16)」を「(18)」に改め、同様式の注書に次の1項を加える。

5 福祉避難所の設置については、法第2条第2項の規定により設置した場合を除き、福祉サービスの提供費に計上すること。

別記様式第16号第1項第3号中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同号に注書として次のように加える。

(注) 炊き出しその他による食品の給与に要する輸送費及び賃金職員等雇上費については、(16)に計上すること。

別記様式第16号第1項第4号の注書中「(13)」を「(16)」に改め、同項第6号の注書第2項中「(14)」を「(16)」に改め、同様式第1項第7号の注書中「(14)」を「(16)」に改め、同項第14号中

|        |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| 被災者の救出 |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|

を

|                     |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 被災者の救出              |  |  |  |  |  |  |  |
| 福祉サービスの提供           |  |  |  |  |  |  |  |
| 炊き出しその他による<br>食品の給与 |  |  |  |  |  |  |  |

に改め、

同号の注書中「(11)」を「(13)」に、「(13)」を「(15)」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第13号を第15号とし、同項第12号の注書中「(14)」を「(16)」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「応急修理費」を「応急修理費（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 福祉サービスの提供費

| 措置の概要 | 措置の期間<br>(年月日～年月日) | 実 支 出 額    |             |                             |      |                   |            |   | 算定基準<br>による<br>算定額 | 備考 |
|-------|--------------------|------------|-------------|-----------------------------|------|-------------------|------------|---|--------------------|----|
|       |                    | 消 耗<br>器材費 | 建物の<br>使用謝金 | 器物の使用<br>謝金、<br>借上費・<br>購入費 | 光熱水費 | 仮設便所<br>等の設置<br>費 | その他の<br>経費 | 計 |                    |    |
|       | ～                  | 円          | 円           | 円                           | 円    | 円                 | 円          | 円 | 円                  |    |
|       |                    |            |             |                             |      |                   |            |   |                    |    |
|       |                    |            |             |                             |      |                   |            |   |                    |    |
|       | 計                  |            |             |                             |      |                   |            |   |                    | —  |

(注) 福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に要する賃金職員等雇上費については、(16)に計上すること。

(9) 被災した住宅の応急修理費（住家の被害拡大を防止するための緊急の修理）

| 世帯主氏名 | 損壊の<br>程度 | 完了年<br>月日 | 自治体から被災者に<br>給与する資材の数量 |      |            |       | 実 支 出 額                       |                                           |                                                      |   | 算定基準<br>による<br>算定額 | 備考 |    |    |
|-------|-----------|-----------|------------------------|------|------------|-------|-------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|---|--------------------|----|----|----|
|       |           |           | ブルーシート                 | 土のう袋 | ビニールハウスロープ | 防水テープ | 自治体から被災者に資材の提供をする場合の費用（上限2万円） | 施工業者が資材費、労務費及び施工に係る事務費等一切の請負う場合の費用（上限5万円） | 施工業者が修理する場合の労務費のみの場合（上限3万円）<br>（資材は自治体から提供を受ける場合に記載） | 計 |                    |    |    |    |
|       |           |           |                        |      |            |       |                               |                                           |                                                      |   |                    |    | 枚数 | 枚数 |
|       |           |           |                        |      |            |       |                               |                                           | 円                                                    | 円 | 円                  | 円  | 円  |    |
|       |           |           |                        |      |            |       |                               |                                           |                                                      |   |                    |    |    |    |
|       |           |           |                        |      |            |       |                               |                                           |                                                      |   |                    |    |    |    |
|       |           |           |                        |      |            |       |                               |                                           |                                                      |   |                    |    |    | —  |

別記様式第21号中「炊出し給与状況簿」を「炊き出し給与状況簿」に、「炊出の」を「炊き出しの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1第1項第1号ハ及び第2号イ(ロ)、第2項第1号ハ、第3項第3号イの表及びピロの表、第7項第1号ロ並びに第2号ロ(イ)及び(ロ)、第9項第3号ロ、第10項第3号、第11項第2号ニ(イ)及び(ロ)並びに第12項第2号の規定は令和7年4月1日から、同別表第1項第1号ニ及び第2号イ(ニ)、第6項並びに第13項第1号並びに別表第2の規定は同年7月1日から適用する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和25年8月県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「氏名」を「氏名」年 月 日生に改める。  
性別 個人番号」

別記様式第7号から別記様式第9号までを次のように改める。

様式第7号

年 月 日

県証紙貼付欄

山形県知事 殿

本籍  
住所  
氏名  
旧姓又は通称名  
(旧姓又は通称名併記を希望する場合のみ記載)  
年 月 日生  
性別  
個人番号

クリーニング師免許証交付申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）
- 2 旧姓の併記を希望する者については、その旧姓が記載されている戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し
- 3 通称名の併記を希望する者については、その通称名が記載されている住民票の写し
- 4 業務を行おうとする場所を記載した書類

様式第8号

年 月 日

県証紙貼付  
欄

山形県知事 殿

本 籍  
住 所  
氏 名  
旧姓又は通称名  
(旧姓又は通称名が併記されていた場合のみ記載)  
年 月 日生  
性 別  
個人番号  
(電話番号 )

クリーニング師免許証再交付申請書

- 1 再交付申請の理由
- 2 免許証交付年月日及び番号

免許証を破いた（汚した・失った）ので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により再交付して  
くださるよう申請します。

添付書類

免許証を破り、又は汚した場合は、その破り、又は汚した免許証

様式第9号

年 月 日

県証紙貼付欄

山形県知事 殿

本籍
住所
氏名
旧姓又は通称名
(旧姓又は通称名が併記されていた場合のみ記載)
年 月 日生
性別
個人番号
(電話番号 )

クリーニング師免許証記載事項訂正申請書

下記のとおり免許証の記載事項に変更を生じたので、クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により訂正されるよう申請します。

記

- 1 変更事項
2 変更年月日
3 変更の理由
4 旧姓又は外国人における通称名の併記の希望の有無
有(旧姓: ) ・ 無
有(通称名: ) ・ 無

添付書類

- 1 免許証
2 戸籍謄本又は戸籍抄本
3 旧姓の併記を希望する者については、その旧姓が記載されている戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し
4 通称名の併記を希望する者については、その通称名が記載されている住民票の写し

別記様式第11号中 [氏名] [年 月 日生] を [氏名] (旧姓又は通称名) [年 月 日生] に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第183号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1SB-LSD）
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類（通称名3C1-PCP、3-Chloro-PCP）
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- $\alpha$ -PiHP、2-methyl- $\alpha$ -PHiP）
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類（通称名Isopropoxate）

2 失効の理由

条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和8年3月14日

山形県告示第184号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定試験実施機関の名称      | 指定試験実施機関の所在地    | 指定期間                      |
|------------------|-----------------|---------------------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉協議会 | 山形市小白川町二丁目3番31号 | 令和8年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

山形県告示第185号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のヨーネ病及び蜜蜂<sup>ズ</sup>の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のブルセラ症、結核及びアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）、村山市、長井市、西村山郡河北町、同郡朝日町、最上郡金山町、同郡舟形町、同郡真室川町、東置賜郡高島町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のヨーネ病、ブルセラ症及び結核の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

| 区 分                                          | 家 畜 の 種 類 及 び 範 囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 牛のヨーネ病の検査                                    | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。）<br>2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。）<br>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>4 3の牛と同一施設内で飼養している牛<br>5 共同牧野等に放牧する牛<br>6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの<br>7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの<br>8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの |
| 蜜蜂の腐蛆病の検査                                    | 採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 牛のブルセラ症及び結核の検査（2に該当するものにあつては、牛のブルセラ症の検査に限る。） | 1 種付けの用又は搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している輸入牛（2に該当するものを除く。）で別に定める基準日において輸入から1年以上を経過しているもの（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたものを除く。）であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの<br>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（牛のブルセラ症の検査を受けたもの及び自家用牛に種付けするものを除く。）<br>3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの                                                                   |
| 牛のアカバネ病の検査                                   | 実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

4 実施の期日及び場所

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (2) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (3) 牛のブルセラ症の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (4) 牛の結核の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 牛のアカバネ病の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第186号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- (2) 死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していた牛の死体

## 4 実施の期日及び場所

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

**山形県告示第187号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 実施の目的

豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

## 4 実施の期日及び場所

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

**山形県告示第188号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 基本測量を実施する地域

山形県全域

## 2 基本測量を実施する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

**山形県告示第189号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 基本測量を実施する地域

山形市、寒河江市、上市市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、最上郡大蔵村及び西置賜郡白鷹町

- 2 基本測量を実施する期間  
令和8年4月23日から令和9年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

**山形県告示第190号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西村山郡朝日町大字大谷地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年10月10日から令和8年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）

**山形県告示第191号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転を受ける土地の所在する市町村 | 所有権の移転をする者の数 | 所有権の移転を受ける者の数 | 所有権の移転を受ける土地              |
|----------------------|--------------|---------------|---------------------------|
| 山形市                  | 4者           | 4者            | 山形市八幡前68番ほか5筆             |
| 天童市                  | 1者           | 1者            | 天童市大字蔵増字高野田5111番          |
| 河北町                  | 4者           | 4者            | 西村山郡河北町谷地字東1801番ほか8筆      |
| 東根市                  | 5者           | 5者            | 東根市大字若木字若木9091番549ほか7筆    |
| 大石田町                 | 2者           | 2者            | 北村山郡大石田町大字鷹巣字上宿284番ほか2筆   |
| 最上町                  | 5者           | 2者            | 最上郡最上町大字法田字清水頭2169番ほか8筆   |
| 南陽市                  | 2者           | 2者            | 南陽市坂井字小丁作124番1ほか5筆        |
| 川西町                  | 2者           | 3者            | 東置賜郡川西町大字堀金字雑魚田899番1ほか2筆  |
| 長井市                  | 3者           | 3者            | 長井市九野本字高野970番ほか9筆         |
| 飯豊町                  | 2者           | 2者            | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字大二反3770番ほか1筆 |
| 庄内町                  | 3者           | 3者            | 東田川郡庄内町堀野字下堀野196番ほか4筆     |
| 遊佐町                  | 1者           | 1者            | 飽海郡遊佐町当山字下当北20番ほか1筆       |

- 2 認可年月日  
令和8年3月4日

**山形県告示第192号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年3月17日から同月31日まで縦覧に供する。  
令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道  
2 路線名 344号  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|---------------------------|------|--------------------|--------|
| 酒田市牧曾根字大坪84番1地先から<br>同 まで | 旧    | 74.1メートル<br>} 59.6 | 25メートル |
| 同 上                       | 新    | 71.4メートル<br>} 59.6 | 同 上    |

**山形県告示第193号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年3月17日から同月31日まで縦覧に供する。  
令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号  
2 供用開始の区間 酒田市牧曾根字大坪84番1地先から  
同 まで  
3 供用開始の期日 令和8年3月17日

**山形県告示第194号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。  
令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 東根都市計画道路事業  
(2) 名称 3・2・1号羽入大森線  
2 施行者の名称  
山形県  
3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号  
4 事業地の所在  
(1) 収用の部分 東根市大字羽入字柏原森林、字藤内、字北原、東根市羽入東及び東根市柏原三丁目地内  
(2) 使用の部分 なし  
5 告示年月日及び番号  
令和8年3月6日 東北地方整備局告示第26号

**山形県告示第195号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和8年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|   |       |                     |   |   |
|---|-------|---------------------|---|---|
| 〃 | 宇都宮支店 | 宇都宮市馬場通り二丁目1番1号     | 〃 | 〃 |
| 〃 | 大宮支店  | さいたま市大宮区大成町一丁目188番地 | 〃 | 〃 |

を

|   |       |                 |   |   |
|---|-------|-----------------|---|---|
| 〃 | 宇都宮支店 | 宇都宮市馬場通り二丁目1番1号 | 〃 | 〃 |
|---|-------|-----------------|---|---|

に、

|   |       |                  |   |   |
|---|-------|------------------|---|---|
| 〃 | 泉中央支店 | 〃 泉区南光台東一丁目52番1号 | 〃 | 〃 |
|---|-------|------------------|---|---|

を

|   |       |                  |   |   |
|---|-------|------------------|---|---|
| 〃 | 泉中央支店 | 〃 泉区南光台東一丁目52番1号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 大宮支店  | 東京都中央区京橋二丁目5番15号 | 〃 | 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月23日から施行する。